

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧	新
附 則（平成30年12月10日西企営第142号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4 5 当社は、第2種サービスのプラン2のタイプ3については、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、ISDN回線対応端末収容装置、<u>映像通信対応装置</u>及びシルバーホンは提供しません。 6 ～ （略） 8	附 則（平成30年12月10日西企営第142号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4 5 当社は、第2種サービスのプラン2のタイプ3については、無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置、ISDN回線対応端末収容装置及びシルバーホンは提供しません。 6 ～ （略） 8
附 則（令和元年6月26日西企営第62号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している映像通信対応装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	附 則（令和元年6月26日西企営第62号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。 （経過措置） 2 削除 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
	附 則（令和8年6月26日企営第155500000981号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和8年7月1日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している映像通信対応装置の提供を終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 4 西企営第142号（平成30年12月10日）の附則第5項から、「映像通信対応装置」を削除します。 5 西企営第62号（令和元年6月26日）の附則第2項を「2 削除」に改めます。